

公益財団法人 滋賀県産業支援プラザ
脱炭素経営支援事業 実施要領

(趣 旨)

第1条 この脱炭素経営支援事業実施要領（以下、「本要領」という。）は、公益財団法人滋賀県産業支援プラザ（以下「プラザ」という。）が行う脱炭素経営支援事業（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義) 本要領における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 脱炭素経営

県内事業者が事業活動による温室効果ガス（CO₂）の排出量の削減を図るとともに、その取り組みを経営の根幹に据えることで、コスト削減、収益力の向上等により 県内事業者の競争力強化を目指すもの。

(2) 中小企業者等

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第2項に規定する中小企業者等その他法人格を有する民間事業者のうち、次のいずれにも該当しない者をいう。

ア 発行済株式の総数または出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している事業者

イ 発行済株式の総数または出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している事業者

ウ 大企業の役員または職員を兼務する者が役員総数の2分の1以上を占めている事業者

(3) 大企業

中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者以外の企業であって、次のいずれにも該当しない者をいう。

ア 中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社

イ 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成7年法律第47号）に規定する指定支援機関と基本約定書を締結したもの

ウ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

(4) 対象事業者

本事業への参加を希望し、第5条の要件を満たす中小企業者等をいう。

(5) 可視化機器

エアリークビューアー、サーモグラフィーカメラその他プラザが保有する省エネ可視化機器をいう。

(事業の目的)

第3条 本事業は、プラザに脱炭素経営支援コーディネーターを設置し、県内中小企業者等の脱炭素経営に向けた取組を支援することにより、県域から温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、取組を通じて県内中小企業者等の競争力強化を図ることを目的とする。

(支援内容)

第4条 プラザは対象事業者に対し、次に掲げる内容により脱炭素経営支援を実施する。

(1) 事業場の脱炭素取り組み支援

事業者からの相談対応や脱炭素経営の取り組み段階に応じて現場を訪問の上、可視化機器等を用いたエネルギーの無駄の見える化、他の支援制度の案内も実施するなど、省エネ対策の取組を支援。また脱炭素経営に向けた事業場における生産性向上のための改善策等についても提案する。

(2) 滋賀県や国の機関等との連携による支援

本条第1項(1)の支援を行う上で、必要に応じて他の支援機関につなぐなど、連携を図りながら実施する。

(対象事業者)

第5条 プラザは、次の(1)から(3)の全てに合致したものを対象事業者として認めることとする。

(1) 脱炭素経営のための取組等を行い、経営の向上を目指す意欲のある中小企業者等であること。

(2) 県内に事業所を有する中小企業者等であること。

(3) 事業者および事業者の代表者もしくは役員または事業者の経営に実質的に関与している者ならびに個人が、次のいずれにも該当しない者

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(脱炭素経営支援の申込み)

第6条 前条の対象事業者該当し、脱炭素経営支援を希望する中小企業者等は、事業実施年度の2月末日までにプラザに脱炭素経営支援申込書(様式第1号)及び別途支援に必要な資料を提出するものとする。

(支援の決定)

第7条 プラザは、第6条の申込内容を精査し支援内容を決定する。

2 プラザは、支援を決定したときは、対象事業者に対し脱炭素経営支援決定通知(様式第2号)をもって速やかに通知する。

(支援の実施)

第8条 プラザは、支援決定後、対象事業者と日程を調整のうえ第4条に掲げる支援を実施する。

2 対象事業者は、支援実施に必要な設備情報、作業環境、立入り等について協力するものとする。

(支援の中止)

第9条 支援の決定を受けた対象事業者が支援の中止を必要とするときは、脱炭素経営支援の中止にかかる申請書(様式第3号)をプラザに提出しなければならない。

2 プラザは、前項の申請書の提出があった場合、対象事業者に対し脱炭素経営支援中止の通知(様式第4号)をもって通知するものとする。

(脱炭素経営支援の取り組み状況報告)

第10条 第4条の支援を受けた対象事業者は、支援による取組状況について取りまとめた脱炭素経営支援報告書(様式第5号)を、事業実施年度の3月20日までに、プラザに提出しなければならない。

(データ等の提供)

第11条 プラザは、第3条の規定による目的に必要な範囲において、事業者に対し、対象事業の普及に資するデータ等の提供を求めることができる。

2 対象事業者は、プラザが前項の規定によるデータ等の提供を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(成果の普及)

第12条 プラザは、本事業による支援を受けた事例のうち、対象事業者の了解を得て機関誌、ホームページ等を活用して中小企業者等に情報提供することにより、同様の課題を抱える中小企業者等の課題解決に資するものとする。

(補 則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項についてはプラザ理事長が別に定めるものとする。

付 則

この要領は令和8年4月1日から施行する。